十の二　商品　法第二条第二十四項第三号の三に規定する商品をいう。
［十の三～五十　略］
4　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
［一～十六　略］
十七　電子記録移転有価証券表示権利等　法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利をいう。
十八　暗号資産　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。
（外国通貨又は暗号資産の換算）
第三条　法、令又はこの府令の規定により金融庁長官等に提出する書類中、外国通貨又は暗号資産をもって金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。
（電子記録移転有価証券表示権利等）
第六条の三　法第二十九条の二第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。以下単に「財産的価値」という。）に表示される場合に該当するものとする。
（登録申請書の記載事項）
第七条　法第二十九条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
［一・二　略］
三　有価証券関連業を行う場合には、次に掲げる事項
イ　その旨（第一種金融商品取引業のうち電子記録移転権利又は令第一条の十二第二号に規定する権利に係るもののみを行う場合にあっては、その旨を含む。）
ロ　第一種金融商品取引業を行う場合（電子記録移転権利若しくは令第一条の十二第二号に規定する権利に係るもののみを行う場合又は第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合であって、投資者保護基金にその会員として加入しないときを除く。）には、加入する投資者保護基金（法第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称
［三の二～十　略］
十一　第二種金融商品取引業に係る業務のうち、令第一条の十二第二号に掲げる行為に係る業務を行う場合には、その旨
十二　［略］
（業務の内容及び方法）
第八条　法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
［一～五　略］
六　第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからニまで及びトに掲げる事項を除く。）
イ　取り扱う有価証券及び業として行うデリバティブ取引の種類（当該有価証券又はデリバティブ取引が電子記録移転有価証券表示権利等又は法第二十九条の二第一項第八号に規定するデリバティブ取引である場合にあってはその旨並びに次号ロ及びハに掲げる事項を含み、商品関連業務を行う場合にあっては取引の対象とする商品又は商品に係る金融指標を含む。）
［ロ～チ　略］

十の二　商品　法第二条第二十四項第三号の二に規定する商品をいう。
［十の三～五十　同上］
4　［同上］
［一～十六　同上］
［号を加える。］
［号を加える。］
（外国通貨の換算）
第三条　法、令又はこの府令の規定により金融庁長官等に提出する書類中、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。
［条を加える。］
（登録申請書の記載事項）
第七条　法第二十九条の二第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
［一・二　同上］
三　［同上］
イ　その旨
ロ　第一種金融商品取引業を行う場合（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合であって、投資者保護基金にその会員として加入しないときを除く。）には、加入する投資者保護基金（法第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称
［三の二～十　同上］
［号を加える。］
十一　［同上］
（業務の内容及び方法）
第八条　［同上］
［一～五　同上］
六　［同上］
イ　取り扱う有価証券及び業として行うデリバティブ取引の種類（商品関連業務を行う場合にあっては、取引の対象とする商品又は商品に係る金融指標を含む。）
［ロ～チ　同上］